

会 議 録

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和2年8月5日（水） 【時間】10時00分～12時00分		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【場所】岸和田市役所 新館4階 第2委員会室 【傍聴人数】0名		
【名称】令和2年度第4回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《施設所管課》魅力創造部農林水産課：山田課長、朴主幹 魅力創造部観光課：西河課長、畑部主幹 福祉部福祉政策課：鈴木課長、吉川担当長、高智担当員 《事務局》財務部：坂井部長 行財政改革課：新内課長、濱口担当員、甲地担当員				
【議題等】 1. 大沢山荘における指定管理者の審査関係資料の審査 2. 岸和田城・だんじり会館・市営駐車場における指定管理者の審査関係資料の審査 3. 高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料の審査 3. その他				
1. 大沢山荘における指定管理者の審査関係資料の審査				
施設所管課（魅力創造部農林水産課）より大沢山荘の審査基準について説明				
【質疑・意見概要】 委員：岸和田市農業構造改善事業に係る多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例（以下、設置条例という。）を令和元年度に改正しているが、第1条に規定されている施設の設置目的（地域における農林業の振興、農林業後継者の育成等）が以前のままで、現実の使用のされかた（高齢者の活動拠点等）と合致していない。一方審査基準には「施設の設置目的を理解した内容であるか」という項目が設けられている。 農林業後継者の育成に関し、非公募により大沢町会が指定管理者候補に指名されているが、農林業関係者はいるのか。また、使用申込書等について、大沢山荘と有真香会館とで様式が共通となっているが、なぜか。 所管課：本施設に関わる大沢町会の方の大多数が専業又は兼業の農林業従事者若しくは農林業に関連する事業に関わられている。設置目的と審査基準等との不整合は課内でも協議し修正する。大沢山荘と有真香会館の使用申込書等は、2館で共通の様式を使用している。 委員：2館の施設形態は別物なので、使用申込書等についても別様式となるよう改めるべき。 所管課：今後改めるよう努める。 委員：仕様書「2. 管理物件の施設及び設備の維持管理に関する業務」の（2）及び（3）について、施設の老朽化が進むなか、補修や改修の経費は大沢町会がすべて行うとの理解でよいのか。 所管課：大きな補修等の場合には市が直接行うこととなる。 委員：仕様書に書かれている内容からはそうとは読み取れない。指定管理者が担う業務として				

「破損又は故障が発生した場合は、遅滞なく改修並びに修理をすること。」となっており、その経費に関しては甲乙協議のうえ負担額を決定とある。負担額を協議するうえでの基準はあるか。

所管課：市の施設であるので、基本的には市が修繕費を負担し行うこととなる。

委 員：それならば、そう読み取れるよう仕様書の記載内容を改めてもらいたい。

委 員：公の施設の指定管理者制度に係る運用指針（以下、運用指針という。）に修繕の区分が明記されている。

事務局：運用指針において、修繕料に関しては、指定管理者に負わせる年間の上限を、例えば 30 万円等に設定し、それを超える場合は基本的に市で直接修繕することとしている。修繕料の考え方を整理したことについて、事務局から所管課へのアナウンスが不十分であったと認識している。仕様書における修繕料の記載の仕方については所管課で改める。

委 員：自主事業を実施するにあたり、大沢町会のマンパワーはどのように考えているか。キャパがあればよいが、不足するようであればどのように補うべきと考えているか。

所管課：地域活動等を中心に町会で実施してもらっている。農林業従事者の高齢化が懸念されている。

委 員：施設の老朽化により、今後個別施設計画の見直し等が必要とある。これまでは地域の高齢者向け学習講座として大沢大学等があったと思うが、縮小することとなったのか。

所管課：大沢大学等は対象でない（市教育委員会主催の学習事業で、大沢町会は運営委員会等に協力する形で関わっている）。今般の台風被害や新型コロナウイルス感染症のために、これまで年 3 回程度実施してもらっていたイベント等の行事を対象としている。

委 員：施設の老朽化が著しいとのことだが、どの程度のものか。

所管課：修繕は毎年発生しているような状況。台風による被害等もあり、緊急性のあるものや、より優先度の高いところから修繕している。現在優先度の比較的高いものの具体例として、施設裏の排水設備が詰まっており、少し陥没しているところがあげられる。砂利の除去等、出水期の応急的な安全確保は指定管理者が行っている。

委 員：平等利用の観点から、岸和田市の住民であれば、大沢山荘若しくは有真香会館のどちらを利用してもいいとの理解でよいのか。

所管課：どちらを利用しても問題ない。ただ、もともと地域の農業構造改善事業の一環として整備した施設であるため、地域に根差した施設になっている。

委 員：仕様書「3. 管理物件で実施する事業の運営に関する業務」の「（3）報告義務」に「③ 政令の規定〜〜〜」とあるが、なにか関連する政令が発出されているのか。

所管課：本施設は国の補助金を活用して建設した施設であり、農業構造改善事業に関する政令を指す。

委 員：第三者からするとわかりにくいので、対象となる政令名を具体的に記載してほしい。

委員：仕様書「4. 業務実施にあたり満たさなければならない条件」の内容が、「満たさなければならない条件」という厳しい要件であるにも関わらず、抽象的である。また、審査基準にも該当する評価項目がない。仕様書として必要な項目でないのであれば削除すべきであるし、残すのであれば、例えば「岸和田市が行う施策」とは何を指すのか具体的に記載すべき。また、審査基準にも項目を設けて配点すべき。

委員：仕様書「4. 業務実施にあたり満たさなければならない条件」の内容に「農林業振興」とあるが、冒頭の話では施設の使用のされ方が変わってきている、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等事業が縮小されているとのことだった。したがって「満たさなければならない条件」の中に「農林業振興」は入れないほうがよいのではないか。

委員：審査基準について、配点をもう少し細分化してほしい。

2. 岸和田城・だんじり会館・市営駐車場における指定管理者の審査関係資料の審査

施設所管課（魅力創造部観光課）より岸和田城・だんじり会館・市営駐車場の審査基準について説明

【質疑・意見概要】

委員：今回は非公募により1年間の指定管理期間延長とのことだが、次回選定時は公募によるとの理解でよいか。

所管課：お見込のとおり。

委員：次回公募時も現在の仕様書がベースとなると思われるが、大きく内容を変えていくような検討もしているのか。

所管課：そこまで大きな変更とは考えていないが、これから1年間で検討していくこととなる。二の丸広場観光交流センターと一体的に検討していく必要があると考えている。

委員：運用指針「6-5 リスク管理とリスク分担」に提示するリスク分担表の標準例と異なっている。運用指針が改定される前のリスク分担表となっているように思われる。法令が変更された際のリスク負担者が指定管理者となっている（現運用指針のリスク分担表では、法令変更の際のリスク負担者は「市」になっている。）等、大きく変わっている部分もあるので、今回1年間の指定管理期間延長ではあるものの、可能な限り現行の運用指針に合わせておくべきかと思う。

委員：施設所管課説明の中で、現行の指定管理期間を1年延長し、二の丸広場観光交流センターを含めた4施設を2施設ずつに分割しての公募とあったが、どのような分け方か。

所管課：だんじり会館及び市営駐車場、岸和田城及び二の丸広場観光交流センター、という組み合わせでそれぞれ公募を考えている。

委員：今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設の利用者数等もかなりの影響を受けていると思われる。審査基準「(6) 利用拡大のための取組み」に期待をしたいところであるが、「13 各年度の事業計画の内容は適切か」における事業計画の内容を見ることで、利用拡大の取組みがなされているかを判断できる資料が提出されるのか。

所管課：事業計画の提出を毎年求めており、これが該当する。

委員：審査基準について、「(11) 市施策への協力」の項目の配点が合計 24 点となっており、全体に対してかなりの割合を占めているにも関わらず、市が行う観光政策における施設の位置付けがどうなっているか、それを達成するためにどのような管理運営を求めるか、仕様書において抽象的な表現にとどまっている。あくまで意見だが、市が考えている目標と、それに対応して指定管理者に求める業務内容を明確にしてほしい。

委員：審査基準「(11) 市施策への協力」の「33 本市物産の展示販売の取り組みはなされているか」について、実際の取り組み内容を聞きたい。また、市内の事業者であれば誰でも展示等が可能なのか。

所管課：現指定管理者の岸和田市観光振興協会の会員となっている事業者が主な対象となっている。また、協会が独自に製作しているものもある。

委員：指定期間の 1 年延長ということなので、基本的には仕様書の中身は変えていないということだとは思いますが、特に何の課題もないということか。また、だんじり会館や岸和田城等の観光施設同士の連携やプロモーションも十分だと考えているか。

所管課：現在、城周辺の関連事業者とも連携を深めてもらっている状況で、1 年間の指定管理期間延長に際する大きな仕様変更の必要はないと考えている。

委員：だんじり会館及び岸和田城の仕様書「(4) 管理物件の管理に関し市長が特に必要と認める業務」及び「(5) 業務実施条件」について、指定事業、企画提案事業、自主事業の区分でいうと、例えば岸和田城ウェディング事業等は指定事業と理解してよいのか。

所管課：お見込のとおり。だんじり会館の場合であれば、編み込み展（だんじり祭りのヘアスタイル展）等を自主事業として実施してもらっている。

委員：審査基準「(4) 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針に関する取組み」において、先ほどの岸和田城ウェディング事業は「8 提案された指定管理業務が、施設の設置目的や市の管理運営方針を理解した内容であるか」に該当し、だんじり会館の編み込み展は「9 提案された自主事業が、市の管理運営方針を理解した内容であるか」に該当するという理解でよいのか。

所管課：お見込のとおり。

委員：審査基準「(7) 安定的な管理運営のための人員配置及び人材育成の取組み」の「19 業務再委託先の指導育成、研修体制は適切か」の項目について、ここまでの体制を要求するのはどのような業務か。

所管課：だんじり会館については受付業務や物販業務を、市営駐車場については駐車場の管理業務を、岸和田市観光振興協会から別の事業者へ業務を再委託しており、その再委託業務を指している。内容としては接遇等が含まれる。

委員：審査基準について、一番配点が高いのが「8 提案された指定管理業務が、施設の設置目的や市の管理運営方針を理解した内容であるか」、「9 提案された自主事業が、市の管理運営方針を理解した内容であるか」の項目である。評価のポイントとなるのが「市の管理運営方針」であるが、岸和田城では仕様書「(3) 管理物件で実施する事業の運営に関する業務」の項目に記載されており、「・・・・⑥市民の交流の場の提供その他地域振興に資する事業の実施」等となっている、一方だんじり会館においても仕様書「(3) 管理物件で実施する事業の運営に関する業務」の項目に記載されており、その内容は「⑤だんじり祭の紹介及び宣伝に関すること」や「⑥だんじり祭を通じて、地域コミュニティ活動の推進を図ること」となっている。そうすると、審査基準「(11) 市施策への協力」の「30 市全体の観光施策・構想等を見据えた事業展開を図っているか」及び「31 関係団体・機関との連携により、地域コミュニティの形成を図っているか」の項目と重なり、二重に審査することとならないか。

委員：審査基準「(11) 市施策への協力」の「30 市全体の観光施策・構想等を見据えた事業展開を図っているか」及び「31 関係団体・機関との連携により、地域コミュニティの形成を図っているか」の項目はデータとして数値化するのが難しいと思うが、どのようなエビデンスをもって評価するのか。また、「30 市全体の観光施策・構想等を見据えた事業展開を図っているか」を評価するのであれば、仕様書等に市の観光施策や基本方針が書かれてあるべき。

委員：審査基準の審査資料欄に参照する資料番号が入っていないので、何を参照するのかがわかりにくくなっている。

委員：審査項目や視点等に「管理運営」というワードが度々出てくるが、「管理」と「運営」は別物として捉えるべき。

委員：だんじり会館の売店について、どういう位置付けの事業か。

所管課：自主事業として位置付けている。

委員：岸和田城条例施行規則様式第4号「岸和田城天守閣入場許可・入場料減免申請書」について、減免対象としては身体障がい者等が想定されているが、様式を見る限り入場の際に都度記入し申請するように見受けられる。通常は手帳等を提示するのみで減免を受けられると思うが。

所管課：監査事務局より以前に指摘を受けた経緯があり、現在規則で対応可能なよう整理済みである。

事務局：運用指針が一部改訂されているが、今回この観光3施設については、非公募による指定管理期間の1年間延長という内容であることから、基本的な条件は変更しないことを事務局から所管課へ伝えていた。可能な限りで現行指針に合うよう修正する。

委員：次回の公募時には今回の指摘事項は解消しておくよう準備を願いたい。

3. 高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料の審査

施設所管課（福祉部福祉政策課）より高齢者ふれあいセンター朝陽の審査基準について説明

【質疑・意見概要】

委員：説明のあった指定管理者が実施する3つの業務のうち、「各種関係施設が実施する事業の活動支援業務」は、募集要項3ページ「4 指定管理者が行う業務の範囲」のア～エのどれに該当する業務か。

所管課：「エ その他ふれあいセンター朝陽の管理運営上必要と認める業務」に含まれる。すぐ下段の注意書きにあるように、業務の範囲及び内容については、別紙仕様書を参照するように求めている。また、本日お配りしている別資料の「岸和田市高齢者ふれあいセンター朝陽施設の概要書」の⑦にある「いきいきネット相談支援センター」に対する活動支援も含んでいる。

委員：募集要項と仕様書とで、それぞれ書かれている事業が何に対応しているのか分かりづらい。同時に「岸和田市高齢者ふれあいセンター朝陽施設の概要書」の位置づけを教えてください。

所管課：現指定管理者が令和元年度に実施した事業の実績等を記載した実例参考資料である。

委員：記載されている教室や講座等が、あたかも市が指定しているものであるかのように見えてしまう。あくまでも令和元年度の実績であるならば、参考資料であることがわかるように記載頂きたい。

委員：仕様書1ページ「ふれあいセンター朝陽の指定管理業務に関する基本方針」の「（イ）サービス向上に関する取組み」について、「（1）利用者の意見を管理運営に反映させる等～」とあるが、利用者へのアンケートが主な手段と理解しよいか。

所管課：お見込のとおり。年2回の利用者アンケートを活用している。この他、指定管理者が実施している講座等でも別途意見を収集している。

委員：仕様書7ページ「3. 関係機関との連携」について、関係機関とは、市と指定管理者以外にどのような団体が該当するのか。

所管課：ふれあいセンター朝陽には、指定管理業務とは別に「いきいきネット相談支援センター」の機能があり、このセンター職員（CSW）及びふれあいセンター朝陽を利用している団体等が該当する。

委員：募集要項3ページ「4 指定管理者が行う業務の範囲」のア～エについて、後段に注意書きとして「ふれあいセンター朝陽の業務の範囲及び内容については、別紙『岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝陽指定管理業務仕様書』をご覧ください。」となっているが、仕様書において対応する箇所はそれぞれどこか。

所管課：仕様書2ページ「2. 指定管理者が行う業務」における、「（1）ふれあいセンター朝陽の利用に関する業務」がア、3ページ「（2）ふれあいセンター朝陽の施設、設備、備品、敷地、植栽の維持管理運営に関する業務」がイ、5ページ「（3）ふれあいセンター朝陽において実施する事業」がウ、3ページ「（1）-3-（イ） 関係機関（市、その他各種

福祉団体等)との連携を密にとり、情報の収集、提供、発信に努めること。」及び7ページ「3. 関係機関との連携」がエに、それぞれ該当する。

委員：岸和田市立高齢者ふれあいセンター朝陽施設の概要書について、年度別の年間利用者数が記載されているが、特定の地域に利用者が偏っていたりするのか。

所管課：居住地域別の利用者数は把握していない。本施設には専用の駐車場がないため、遠方からの利用者は少ないと思われる。

委員：利用拡大への取組みが基本方針にも明記されており、できるかぎり平等な利用が望ましいと考える。

委員：企画提案事業について、仕様書5ページから6ページにかけて記載されている(3)-1～(3)-3までの事業は必ず提案させるとの理解でよい。また、事業内容が詳細に提示されているように思うが、運用指針における企画提案事業の趣旨から外れてしまうのではない。

所管課：「(3)-2 高齢者の教養講座、講習会等の開催に関する業務【企画提案事業】」を例に説明する。業務実施の条件として(ア)～(オ)を設定しており、これらの条件を満たしていれば、例えば講座の内容や実施手段等は自由に提案が可能。実施する事業の参考資料として、別紙の施設概要書を参照するよう注意書きで促している。

委員：「受講料は無料とすること。」となっており、企画提案事業としては厳しい制約となっているのでは。

所管課：後段のただし書きで、理由があれば協議の上条件も変更できるとしており、完全な制約とするものではない。

委員：運用指針7ページの「指定管理業務及び自主事業の整理」の表において、企画提案事業の収入帰属先は指定管理者となっている。指定管理料でカバーする形になろうかと思うが、今回のような企画提案事業で収入がないケースの取り扱いを運用指針に明記する等検討してはどうか。

委員：募集要項と仕様書の関係性について、内容は丁寧に記載されているが、両資料それぞれの項目がどこに対応しているのかがわかりづらく、記述する順序を統一する等、応募者にもわかりやすい資料となるように心がけてほしい。また、募集要項と仕様書はそれぞれなにを重点的に記述するのか、資料の目的に沿った内容としてほしい。

委員：岸和田市では、公文書を作成するにあたって連番の振り方は規定等で定められているか。

事務局：過去に参考となる例は作成されているが、全庁的に運用されているものではなく、正式な規定はない。

委員：指定管理施設ごとに仕様書等の連番の振り方が異なるため、審査委員として資料の読み込みが難しい。意見であるが、例えば一番大きな項目は「1」、次に「(1)」、その次に「①」、最後に「(ア)」といった統一的な記述方法も検討して頂きたい。

委員：募集要項3ページ「4 指定管理者が行う業務の範囲」の「エ その他ふれあいセンター

朝陽の管理運営上必要と認める業務」について、これは「市長が」管理運営上必要と認める業務という理解でよい。また、仕様書7ページ「(3)-5 その他ふれあいセンター朝陽の設置目的を達成するため市長が必要とする事業」とは、具体的に何を想定しているか。

所管課：具体的な事業があるわけではなく、当初予定していなかった事業を実施する必要があると市長が認める場合に、市と指定管理者が協議を行ったうえで指定管理者に実施させられるよう、弾力条項として設けている。

委員：あくまで協議の上であることが前提か。

所管課：お見込のとおり。

4. その他

事務局より、今後の岸和田市指定管理者審査委員会の開催予定等スケジュールについて確認。

第5回岸和田市指定管理者審査委員会：令和2年9月23日（水）13時30分～17時

- 【案件】1. 岸和田市民道場心技館における指定管理者候補者の審査（プレゼンテーション）
2. 自泉会館における指定管理者候補者の選定（プレゼンテーション）

第6回岸和田市指定管理者審査委員会：令和2年10月5日（月）14時～17時

- 【案件】1. 大沢山荘における指定管理者候補者の審査（プレゼンテーション）
2. 岸和田城・だんじり会館・市営駐車場における指定管理者候補者の審査（プレゼンテーション）

第7回岸和田市指定管理者審査委員会：令和2年11月9日（月）10時～17時

- 【案件】1. 高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者候補者の選定（プレゼンテーション）
2. 市営自転車等駐車場（東岸和田駅自転車等駐車場を除く）における指定管理者候補者の選定（プレゼンテーション）

なお、公募案件である自泉会館、高齢者ふれあいセンター朝陽、市営自転車等駐車場（東岸和田駅自転車等駐車場を除く）については、応募者数によっては審査委員会の開催時間が変更となる場合があることを申し添える。

モニタリングに関するヒアリングの日程について、12月の中旬以降に実施を想定している。日程については改めて調整させて頂く。

対象とする指定管理施設は、東岸和田駅自転車等駐車場、五風荘を予定しており、今後施設所管課と調整する予定。実施時間は2施設合わせて2時間半程度を予定している。

以上